

自然再生士

資格制度の創設

財団法人日本緑化センターは、「緑を育む人材と技術の創造」を事業の主要な柱として、これまでも「樹木医制度」や「松保護士制度」を創設し、人材育成を行って来ましたが、新たに自然再生とその技術に係る普及・啓発、及び有能な技術者養成を目的として、「自然再生士」の資格制度を創設します。

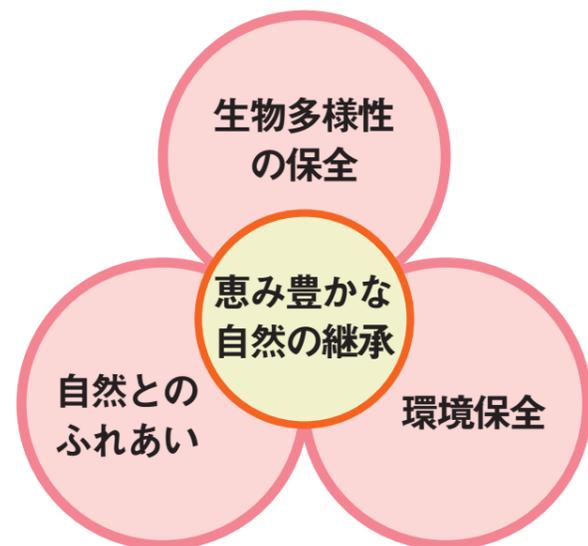
自然再生とは

「国土の生物多様性を保全しつつ、その恩恵を持続的に享受するために、樹林地、草地、水辺などの自然環境を保全、再生、若しくは創出し、それらを維持すること」です。



自然再生の基本理念

健全で恵み豊かな自然を将来の世代にわたって維持するために、人間にとって有用で豊かな文化の根源となっている生物多様性を保全し、生活環境の保全及び地球温暖化防止と、自然とのふれあいや自然環境学習の場として有効な自然環境を再生します。



自然再生の基本方針

地域性

自然再生は、自然環境が境界を持たない開放系にありながら地域を限定して実施することから、広域的な地域における位置づけや関連する他の地域との関わりを明確にし、対象地や周辺地域の自然、歴史・文化、社会の状況を見極めて行います。

時間性

自然再生は、再生の行為がその効果を発揮するまでに時間を要する遅効的なものであり、その間にも絶えず自然環境や事業環境が変化し、予期せぬ影響が急速に拡大する可能性もあることを踏まえて、長期的な展望と即時性を持って行います。

科学性

自然再生は、対象とする自然の仕組みや自然再生に係る技術についての科学的知見が充実されていないことを踏まえて、既往の科学的知見や最新の科学的知見に基づく技術を活用し、必要に応じて試験施工の実施による検証を踏まえ、実施結果の収集・分析により科学的知見を蓄積していきます。

社会経済性

自然再生は、対象とする自然環境の公益性が高いことに鑑み、透明性を確保のうえ地域住民等の合意形成を図り、社会経済的な評価に値するように実施します。

順応性

自然再生は、地域性、時間性、科学性、社会経済性に対して、総合的な順応性をもって実施します。



資格制度の構成

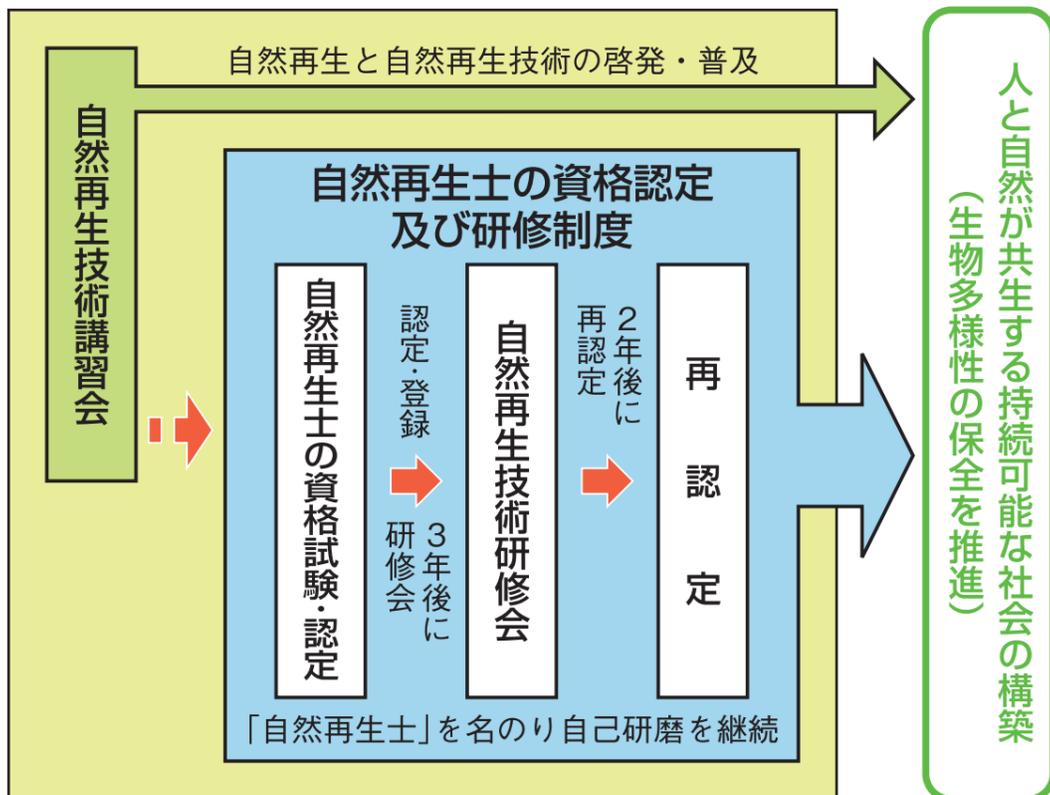
自然再生に係る事業の推進においては、説明責任や市民との協働などを果たしながら、効率的に効果的に事業を実施することが求められるなど、多様な技術とそれを総合的に監理する技術が求められており、これらの業務を遂行するマネジメント能力を有する技術者の存在が不可欠です。

自然再生士とは

自然再生に係る事業全体のコーディネートとともに、個々の再生に係る知識と技術力を持った技術者のことです。

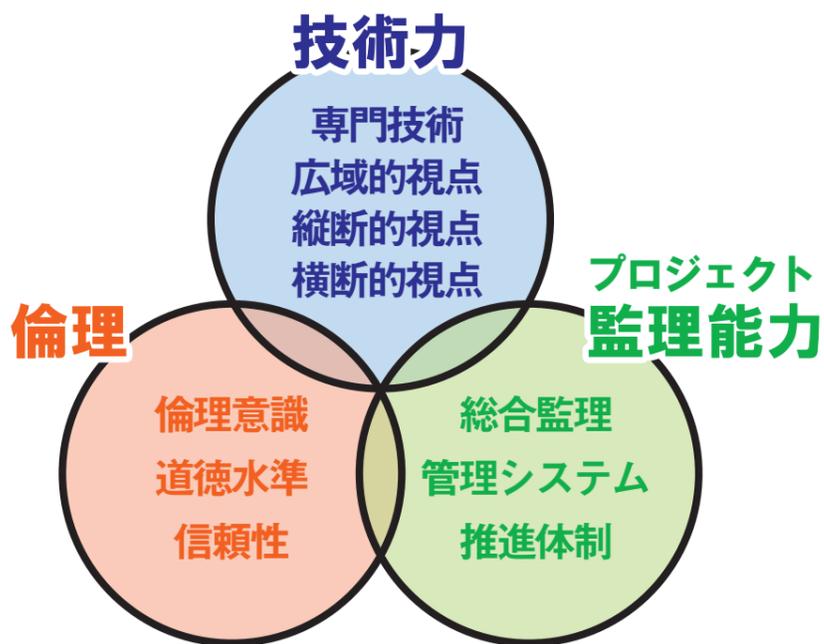
したがって「自然再生士」は、調査・計画・設計・施工・管理の、各々の事業段階において行われるべき業務や多様な人々の役割を把握するとともに、自分が担当するべき自然再生を実行できる能力が求められます。

<自然再生士制度の基本構成>



技術者に求められる能力

自然再生の技術者に求められる能力は以下の3つに集約することができます。



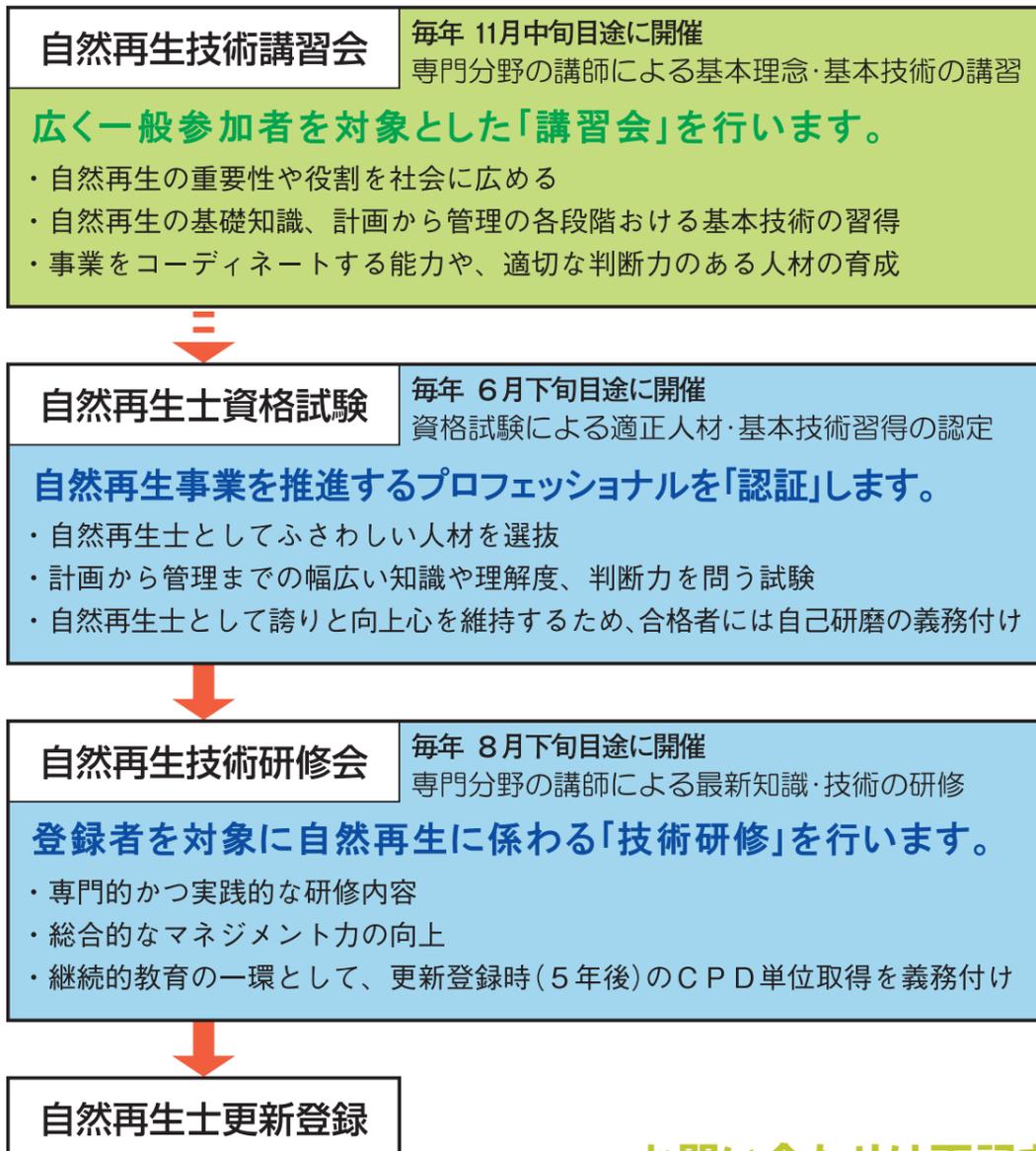
上記の能力を習得できるように、

「自然再生技術講習会」

「自然再生技術研修会」

を右図のとおり継続的に実施します。

<自然再生士制度の仕組み>



お問い合わせは下記まで